

# 国労東北自動車支部

発 責 児森秀昭  
編 責 教 宣 部  
NO,137  
2018.6.16

**国労加入  
で職場を  
変えよう**

第 87 回 定期 全国 大会  
7 月 26 日 (木) ~ 27 日 (金)  
東 京 地 本 管 内

# 夏季手当2.45箇月+8万円

# 4年連続・6月29日支払い

国労仙台地申第18号の回答について

## ■ 2018年度夏季手当についての申し入れ

1. 2018年度夏季手当の支払い額は、3.2カ月分を支払うこと。

・別紙「回答書」に記載の状況を踏まえ、基準額は平成30年6月1日現在における基本給、都市手当及び扶養手当の月額を2.45倍した額とし、支給額に対し、一律80,000円を加算する。

2. 2018年度夏季手当は、6月29日(金)までに支払うこと。

・平成30年6月28日以降、準備でき次第とする。

3. 現行の支払い条件などを以下のとおり改善すること。

- (1) 「成績率」の適用については、「増減額」は10/100を限度として改訂し実施すること。
- (2) 「期間率」の適用については、私傷病での「病欠」は除外しない緩和措置を図ること。

・賃金規程に基づき、実施する。

4. 契約社員については、社員に準じて取り扱うこと。

・夏季一時金(契約社員)の基準額は平成30年6月1日現在の基本日額の23日分を1.87倍した額とし、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの稼働実績に基づき支給する。

また、支給額に対し、一律80,000円を加算する。

※ 支給対象の勤続期間が1年未満の契約社員については、基準額と同様の支給率を適用し、支給する。

6月15日(金)「2018年度夏季手当の申し入れ」(国労仙台地申第18号)に対し、4年連続となる2.45ヶ月プラス加算額8万円の回答が示されました。

5月18日(金)に申し入れて以降、これまで3回の交渉を行い、会社は、2017年度決算において減収・減益であること。仙台支店整備工場建て替え工事による費用増大などを理由に「組合要求は厳しい」旨の発言を繰り返していました。

しかし、内部留保金がすでに67億円に達しようとしており原資に何ら問題はなく、ベアが見送られたことから強く要求をしてきたところ。結果、社員の労に報いるというところで何とか昨年と同額を確保することができました。

私たちの要求からすれば納得できるものではありませんが、これを糧に秋季年末闘争をしつかり取り組んでいこう!

## J R 東 日 本

### 【 社 員 】

基準内賃金(基本給、管理・技術・教育手当、都市手当、扶養手当)×2.91ヶ月(昨年同月数)

### 【エルダー社員】

基本賃金及びエルダー管理手当の合計  
×2.91ヶ月。

支払日 6月28日以降、準備出来次第